

富岡労働基準監督署発表
令和8年9月16日(水)

【照会先】
富岡労働基準監督署
監督・安衛課長 なががわ 中川 しょうた 翔太
(電話) 0240(22)3003

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～貨物自動車に係る転落の防止措置を講じていなかった疑い～

富岡労働基準監督署(署長 みやざき 宮崎 あきひと 明人)は、本日、双葉砕石工業株式会社、同社代表取締役及び同社所長を、労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁いわき支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和8年4月3日、福島県双葉郡富岡町の採石場において、貨物自動車を用いて土砂を崖下(高さ約9.5メートル)に落とす作業を行う際、転落防止措置が講じられていなかった疑い。

1 被疑者

- (1) 双葉砕石工業株式会社
所在地：福島県双葉郡富岡町大字上手岡
事業内容：砕石業
- (2) 代表取締役 A
- (3) 所長 B

2 違反条文

双葉砕石工業株式会社、代表取締役 A、所長 B ともに、労働安全衛生法違反
同法第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)
労働安全衛生規則第151条の6第1項及び第2項(転落等の防止)
同法第119条第1号(罰則)
同法第122条(両罰規定)

3 災害の概要

令和8年4月3日、福島県双葉郡富岡町の採石場において、貨物自動車を運転し、採石の際に出た土砂を約9.5メートルの高さから崖下に落とす作業を行っていた労働者Cが、土砂を崖下に落とすため、貨物自動車で路肩まで後進したところ、路肩が崩壊し、貨物自動車ごと崖下に転落するという災害が発生しました。

4 被疑内容

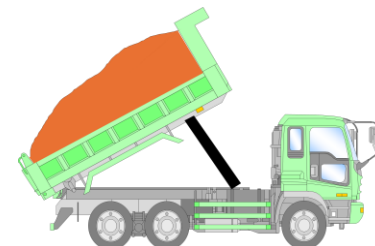
労働安全衛生法では、貨物自動車を用いて作業を行う場合、転落による危険を防止するため、路肩の崩壊を防止すること、誘導者を配置することなどが規定されていますが、災害発生当時、このような転落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

5 その他

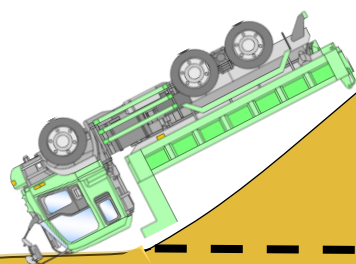
- 別紙1 災害発生状況
- 別紙2 参照条文

(別紙1)

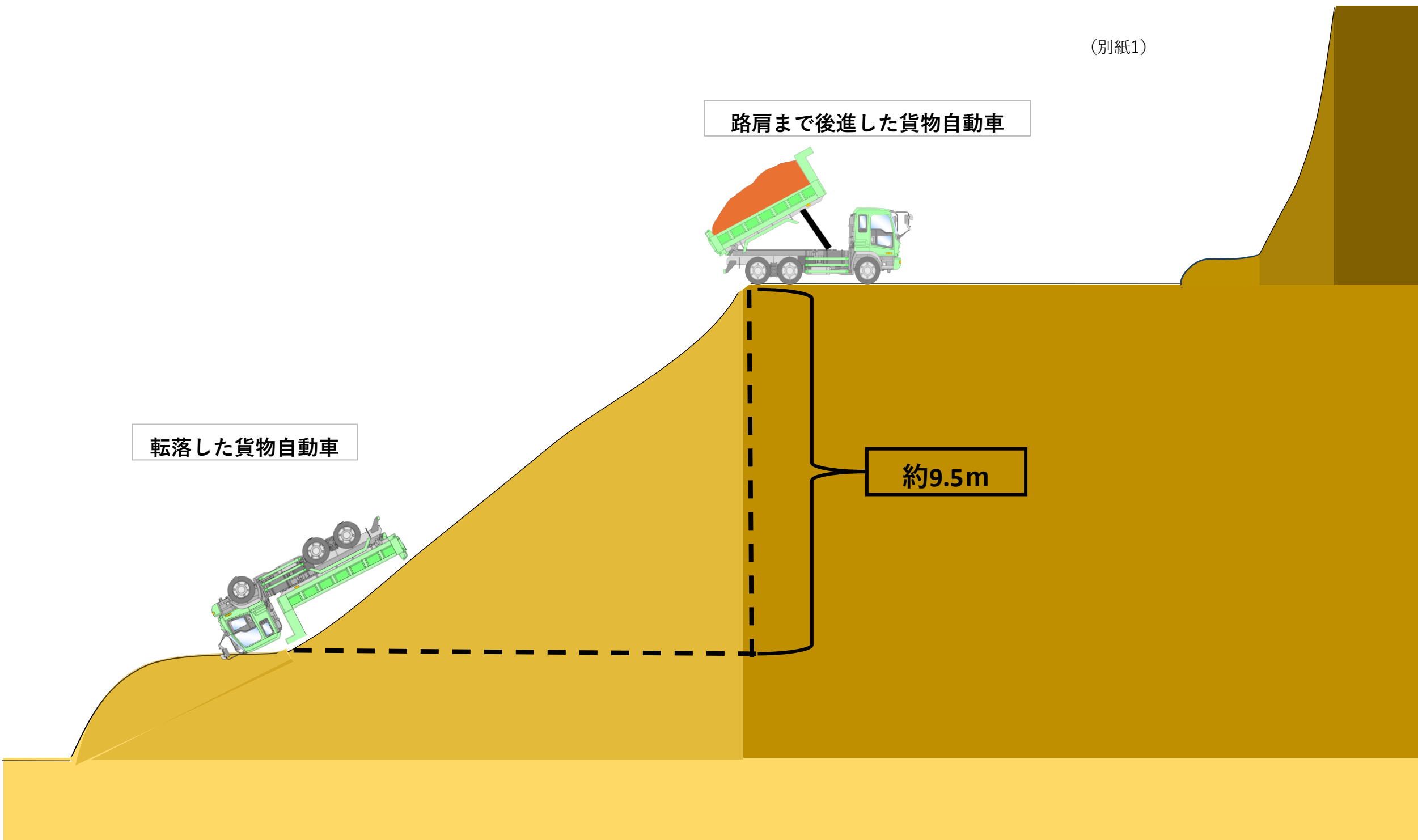
路肩まで後進した貨物自動車



転落した貨物自動車



約9.5m



労働安全衛生法・労働安全衛生規則（抄）

労働安全衛生法

第 20 条(事業者の講ずべき措置等)

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第 119 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項若しくは第三項、第一百五条又は第一百八条の二第四項の規定に違反したとき。
- 二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第六項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 三 第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付したとき。
- 四 第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反したとき。

第 122 条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百十七条、第一百十九条又は第一百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第 151 条の 6 第 1 項（転落等の防止）

事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路について必要な幅員を保持すること、地盤の不同沈下を防止すること、路肩の崩壊を防止すること等必要な措置を講じなければならない。

第 151 条の 6 第 2 項（転落等の防止）

事業者は、路肩、傾斜地等で車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合において、当該車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させなければならない。